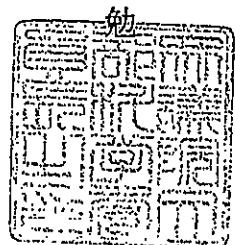


衆文委百九十六第一号

平成三十年五月三十日

衆議院文部科学委員長

富岡



文部科学大臣

林 芳正 殿

本委員会において「スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件」について、別紙のとおり決議した。

右参考送付する。

スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件

〔平成三十年五月三十日
衆議院文部科学委員会〕

今般、平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機とし、世界各国と更に協調するため、「スポーツ」の語を基本的に用いることとし、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める等の改正を行う「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」を起草する運びとなったものである。スポーツを通じた共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合へ「心のバリアフリー」を推進する」とが期待されてくる。

このような中、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いられてくることが問題との指摘もある。

戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあったものの、戦後、当時の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「障碍」の語を「障害」に改めてきた。その後、当用漢字表の後継として、常用漢字表が定められたが、「害」の字のみが採用され、状況に変化はなかった。平成二十一年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定する」とは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討する」とされたといふである。

「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを発揮するに当たっても、早急な検討が必要である。

今般の「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」においても、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改める」としている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「害」を不快に思う人々の配慮と社会意識変革の誘因となる」との期待が挙げられている。

政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じた共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

右決議する。